



# 連続講座 2020

講義概要\*

\*予定です

第5回：2020.10.30

## ソフトウェア取引を巡る法的トラブル

### 【QA方式で解説】

#### 1 ソフトウェア取引の種類と法的性格

#### 2 ソフトウェア開発委託契約における法的問題とその対応

##### 【QA例】

- システムの移行方法に関する検討を依頼されましたが、当社としては提出した報告書の結果に責任を負いたくないため、契約書のタイトルを「準委任契約書」とし、条項に「本契約は準委任契約である。」と記載しました。これで報告書に対する責任は負わなくてよいのでしょうか。
- ユーザから仕様変更があり、当初想定した以上の稼働がかかったため、追加稼働分の報酬をユーザに請求したいです。しかし、追加請求に関してユーザと明確な合意をしているとは言い切れない場合は、請求ができないのでしょうか。
- ある会社からシステム開発を受注しましたが、このシステムにおいて、当社が保有していたモジュールを使おうと思います。この場合、当社保有モジュールを今後当社が自由に他社にも提供できるようにしておきたいのですが...

#### 3 ソフトウェア使用許諾契約における法的問題とその対応

##### 【QA例】

- ライセンサーがプログラムの著作権を第三者へ譲渡したと言われました。そんなことが許されるのでしょうか。その場合、ソフトウェアは使用し続けられるのでしょうか。

#### 4 ソフトウェア保守契約における法的問題とその対応

##### 【QA例】

- 保守契約を締結しているので、ソフトウェアの故障について修理を依頼しました。保守契約は準委任契約だと聞くので、ソフトウェアが修復されなくても、何も文句が言えないのでしょうか。

・・・等

(その他、事前に検討しておいて頂きたい問題を1問出します。)